	という。）附則第三十六条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。第三号、第三十条、第四十七条第一項及び第四十九条において同じ。）の交付
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項第三号	移換が 受けなかつた 移換又は平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の交付が 受けなかつた又は当該交付がなかつた
中小企業退職金共済法施行規則第三十条	移換が 受けなかつた 移換又は平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の交付が 受けなかつた又は当該交付がなかつた
（削る）	（削る）
（略）	（略）

中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項第一号	第十八条
退職金の額	第十八条又は平成二十五年改正法附則第三十六条第二項
退職金の額（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項、第三十条、第四十七条第一項、第四十九条及び附則第三条において同じ。）の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。）	第十八条又は平成二十五年改正法附則第三十六条第二項
中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項第二号	受入れ
同条第二項第二号イ	法第三十条第二項第二号イ
計算後受入金額	計算後受入金額及び平成二十五年改正法附則第三十六条第八項に規定する元利合計額
受入れ又は平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の交付	受入れ又は平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の交付
退職金の額	退職金の額（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。）
同条第四項	法第五十五条第四項
中小企業退職金共済法施行規則第三十条第一項	解約手当金の額
解約手当金の額	解約手当金の額（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。）
中小企業退職金共済法施行規則第三十条第二項	として算定して得られる額
として算定して得られる額	のうち平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額
（略）	（略）